

講義日：2018年12月12日（水）

講師：青木節子（慶応義塾大学）

講義タイトル：宇宙法

講義概要

本講義は、「宇宙法」に関するもので内容は大きく3部に分かれる。

第1部は、有人宇宙学を考える上での基礎となる国際宇宙法の説明であった。国際宇宙法は、国際法の1分野である。国際法の「法源」（存在形式）は慣習法と条約がその中心であるが、国際連合（以下「国連」）設立された後に初めての衛星打上げが行われた宇宙活動分野は、国連という法形成フォーラムを得たこともあり、慣習法に比して圧倒的に条約の比重が大きい。しかし、これまでに国連で作成された条約は、「宇宙の憲法」とも称される宇宙条約（1967年）をはじめとしてわずか5つにとどまり、最後の条約、月協定が採択された1979年以降は、条約の交渉すら行われていない。代わりに、正式の国際法ではないが実際に国際社会で無視できない規範として国家間で適用される国連総会決議や国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)ガイドライン、行動規範等が採択されてきた。これらは法的拘束力はないが規範であるという性質からソフトローとよばれる。講義ではまず、有人活動にも必ず適用される宇宙法の重要規則、すなわち宇宙の領有禁止、天体の平和利用原則、国籍をもたない「宇宙物体」に対して登録に基づき国が主権に類似した管轄権・管理権を有すること、地上や宇宙空間で事故が生じた場合の損害賠償責任制度、宇宙環境保護規則、宇宙飛行士の保護基準などについての説明があった。

第2部は、人間が宇宙空間で長く活動する、特に天体に居住施設等を建設して活動するときに必要な国際宇宙法についての説明がなされた。第1に、宇宙条約からは必ずしも明確ではないが国際的にここ数年最も関心の高い小惑星や月の鉱物資源や水資源（「宇宙資源」）は誰が、どのように探査、開発、利用することができるのか。利用の中に売買を含むのか、などが法解釈を中心に論じられた。その際公海の海底とその下を指す深海底制度との比較が行われた。天体を含む宇宙空間は、国連海洋法条約により人類の共同遺産とされ、資源利用の自由が認められず、開発は国連機関の許可制に基づく深海底とは異なり、探査・利用についての制限が必ずしも明確ではない。新たに法規範を策定しなければならないが、個人の所有権を認めるための手続法、実体法が、今後設立されるかもしれない国際機関の許可制度に依拠するものとなるかまたは国内法にしたがって各国の自由な制度となるのかは不明である。国内法はこれまで米国（2015年）とルクセンブルク（2017年）が制定したので、それぞれの国内法の特色が簡単に説明された。2017年以降、COPUOS法律小委員会で、この問題についての議論が行われているが収束点は不明瞭である。

第3部は、国際探査枠組を規定する国際条約の形式とその意味の説明とともに、その1類型として、米ロ欧州日加で運用する国際宇宙ステーション（ISS）条約の内容が説明された。これらの規定は、将来の有人宇宙法規制の基礎となり得る。